

卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度

趣旨

卓越した技能者の表彰制度は、技能の世界で活躍する職人や技能の世界を志す若者に目標を示し、技能者の地位と技能水準の向上、優れた技能の継承などを目的としている。

被表彰者の決定

被表彰者は、次の全ての要件を充たす者であって、都道府県知事、全国的な事業主団体等、全国的な障害者団体、個人のいずれかの推薦を受けた者のうちから、厚生労働大臣が技能者表彰審査委員の意見に基づき決定する。

①きわめてすぐれた技能を有する者、②現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者、③技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者、④他の技能者の模範と認められる者

表彰

表彰は、厚生労働大臣が毎年1回、概ね150名の被表彰者に表彰状、卓越技能章（盾及び徽章）及び褒賞金（10万円）を授与している。

R5年度の受賞者は、今年度新設された障害者部門から3名が受賞し、その他に治工具製造工、金属加工機械組立工、発電機・電動機組立工、自動車部品機会加工工などの工業系技術職から53名、染物・仕上工、婦人・子供服仕立職、建築大工、かわらふき工、造園師、土石製品製造工、木製家具・建具製造工、日本料理調理人などの生業系技能職97名の合計150名が受賞しました。

昭和42年に第1回の表彰が行われて以来、令和5年度の第57回の表彰までに7,096名が表彰されている。

令和5年度の代表的な被表彰者



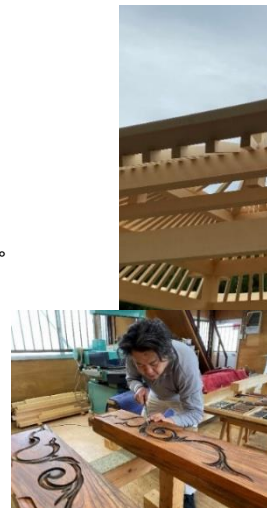
齋藤 正夫氏
ソフトウェア開発技術者
株式会社アクセス・テクノロジー

1980年代のパソコンの登場時、視覚障害者のコミュニケーションツールとして、パソコンのデジタルデータの有効性に気付き、視覚障害者自身がキーボードを使用しながら音声ガイドを行うパソコンを操作することができる「スクリーンリーダー」を開発し、視覚障害者のコミュニケーションツール環境の改善に大きく貢献した。



宮 伸穂氏
手込製造工 釜定

釜の製作について、極めて純度の高い鋼の古来からの製鉄技術ではあるものの、手間がかかる故に消えてゆく伝統技法「たたら製鉄」を再現し、南部鉄器の開発を発展させた。また、ほかの職人ができない技法を駆使した作品を製作し、米国のメトロポリタン美術館などで数多くの賞を受賞するなど海外でも活躍している。



長谷川 裕樹氏
建築大工
有限会社池田技建



伝統木造住宅から寺社建築まで幅広く手がけ、建築大工技能の中でも難易度が高い、差し金などで複雑な勾配などあらゆる角度で正確に出す「規く術」に深く精通しており、技能グランプリでも優勝している。



令和6年度 卓越した技能者の表彰 【現代の名工/障害者部門推薦募集】



障害者部門 推薦募集

きわめて優れた技能を持ち活躍する国内の最高水準にある技能者を表彰をしています。

国内で第一人者と目されるきわめて優れた技能を持ち活躍する障害者の推薦を募集します。

新設部門の対象者

- 対象者 障害者手帳の取得者
- 障害区分 ①身体障害者 ②知的障害者 ③精神障害者

表彰者の決定

被表彰者は、下記の①～④の全ての要件を充たす者であって、都道府県知事、全国的な事業主団体等、全国的な障害者団体、個人のいずれかの推薦を受けた者のうちから、厚生労働大臣が技能者表彰審査委員の意見に基づき決定します。

- ①きわめて優れた技能を有する者
- ②現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者
- ③技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者
- ④他の技能者の模範と認められる者

募集

令和6年2月1日(木)～3月29日(金)

問い合わせ先

厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室
技能振興係 渡邊、岡田、足立
03(5253)1111内線5968
Email: takuetsusuisen@mhlw.go.jp

令和6年度卓越した技能者表彰の概要

(厚生労働省「技能者表彰実施要領」等抜粋)

1 卓越した技能者の要件

大阪府内に就業している者であって、次の要件にすべて該当する者とする。

- (1) 技能の程度が卓越しており、当該技能において国内で第一人者と目されていること。
- (2) 卓越した技能を要する職業に関して、推薦日現在、現役の労働者として従事していること。
- (3) 就業を通じて、後進技能者の技能の指導又は教育に携わり、技能者の育成に寄与したこと、技能に関する工夫、改善等によって生産性を向上させたこと等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。
- (4) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。
また、推薦日以前において禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。

2 被表彰候補者の推薦

- (1) 1～21 部門の被表彰候補者は、原則、大阪府優秀技能者表彰（なにわの名工）または大阪府青年優秀技能者表彰（なにわの名工若葉賞）の被表彰者であること。
- (2) 推薦数は、1 職種 1 名とする。ただし、女性技能者又は下記（3）に定める障害がある者を 1 名以上推薦する場合には、それぞれ 1 名とする。
- (3) **障害がある者 ※22部門（障害がある技能者）より推薦をするもの。**
ここでいう「障害がある者」とは、以下アからウまでのいずれかに該当する者である。
ア 身体障害者福祉法第15条（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者。
イ 都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者。
ウ 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（発達障害の診断書のみにより精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を含む。）。

3 提出書類

知事あて推薦する場合は、次の書類を提出するものとする。

- ① 調書（1）～（3）……………電子データ 1 部
・ 1～21部門 別添様式3の1
・ 22部門 別添様式3の4
※（2）の「卓越した技能の概要」欄については上限3枚とし、専門的な用語は全てふりがなをふること。
- ②写真（別添様式4）……………電子データ 作品及び作業風景を各1枚以上
又はA4紙面に貼付けしカラーコピーしたもの2部
※1. 写真は、大きくて鮮明なものを添付し、様式10枚に収まるようにすること。
※2. すべての紙面に「職業部門 被推薦者指名 撮影年月日 写真説明」を記入すること。
※3. 作業風景の写真については、現役性を確認するため被推薦者本人と分かるもの（令和5年4月1日以降に撮影したもの）を1枚以上添付すること。
※4. 単なる集合写真や被推薦者のもつ技能や功績が確認できない写真は添付しないこと。
- ③専門用語集（別添様式5）……………電子データ 1 部
- ④住民票の写し……………正本1部・電子データ1部
- ⑤その他の資料（新聞記事、説明書、図面、表彰状の写し等、技能の程度及び功績を確認すること

- のできる資料、A 4 片面とし、必要最小限の分量とする) ……………正本 1 部・電子データ 1 部
- ⑥本人による申立書（別添様式）……………電子データ 1 部
- ⑦氏名等に含まれる外字データ（該当者のみ）……………電子データ 1 部
- ⑧免許・資格名（別紙）（該当者のみ）……………電子データ 1 部
- ⑨推薦同意書（様式 7）及び障害者手帳の写し……………電子データ 1 部

※22 部門に推薦する場合のみ。

※障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の 3 種の手帳の総称です。

⑩動画の提出（該当者のみ）

動画の提出については、以下のとおりとすること。

（ア）1～21 部門

推薦書類の調書のうち、当該調書の参考として、動画による補足が必要な場合に限り、被推薦者の作業状況（①工程、②技能に係る作業）を撮影した 3 分以内の動画の提出を可能とする。なお、録画形式は MP 4 形式（画質：720 p 程度若しくはそれ以下）とし、最小限の内容とすること。

（イ）22 部門

推薦書類の調書のうち、障害の特性を含めた審査をするため、被推薦者の作業状況

（①作業風景、②工程、③技能に係る作業）を撮影した 5 分以内の動画を原則提出すること。なお、録画形式は MP 4 形式（画質：720 p 程度若しくはそれ以下）とすること。

※ 推薦様式は、大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課ホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/nokai/jinzai/01jinzai_gmeikou.html）からダウンロード可能。また、大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課産業人材育成グループへご連絡いただければ、メールで送信も可能。

※ 写真、資料等は返却しないので、返却を要しないものを提出すること。

※ 提出する調書等の電子データは、メール又は USB 等のメディアで提出すること。

4 提出期限

令和 6 年 2 月 2 9 日（木）

5 被表彰候補者の決定

表彰を受ける者は、厚生労働大臣が部門別審査委員及び総合審査委員の公正かつ適切な意見をきいて決定する。

6 表彰の方法等

（1）表彰式は、令和 6 年 11 月に実施予定。

（2）表彰は、厚生労働大臣が表彰を受ける者に対して、表彰状、卓越技能章及び褒賞金（目録を手交し、後日口座振込）を授与して行うものとする。

7 被表彰者としての決定の取消し

厚生労働大臣は、被表彰者として決定した者が、表彰式までの間に、卓越した技能者の要件のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、被表彰者としての決定を取り消すことができる。

◆推薦にあたっての留意事項◆

1 被表彰候補者について

- (1) 被表彰候補者は、原則、大阪府優秀技能者表彰（なにわの名工）または大阪府青年優秀技能者表彰（なにわの名工若葉賞）の受賞者であること。
※22部門より推薦する者は、上記の被表彰者であることを要件としない。
- (2) 受賞することのできる者の従事する職業は、技能的職業であれば製造業、建設業をはじめ、すべての産業に属する職業が含まれること。
- (3) 前回までに被表彰候補者として推薦のあった者であって、厚生労働大臣表彰を受けるに至らなかった者については、真に表彰を受けるにふさわしい者であれば、改めて推薦しても差し支えないものであること。
- (4) 被表彰候補者の現役性については、特に高年齢者の場合、現役性のある技能労働者であるか否かを確認し、現役性に欠ける者の推薦を行うことのないよう留意すること。
- (5) 女性候補者についても積極的に推薦をしていただきたいこと。

2 候補者の推薦に係る提出書類について

（留意事項）

- (1) 調書（1～21部門 様式3の1）（22部門 様式3の4）

ア 「都道府県番号」欄は、「27」を記載すること。

イ 「職業部門」欄には、その者の有する技能に係る職種が属する「技能者表彰実施要領別表 職業部門、職業分類及び職種（例示）」に定める職業部門の番号を記入すること。

ウ 「技能の概要」欄は、候補者の「卓越した技能」について、その内容を具体的に説明するとともに、その技能が優れている理由及び状況をわかりやすく、かつ、丁寧に説明すること。

なお、添付資料を参照させることは避けること。

エ 「功績・貢献の概要」欄は、候補者の有する技能による産業・社会等への功績・貢献について具体的に記入し、団体の役員としての活動状況のみを記入することのないように注意すること。

オ 共通の留意事項

書面審査の性質上、記述内容の的確性やわかりやすさが結果を左右することがあるので、留意すること。

- (例) ・非常に優れている → 他と比較してどう優れているか数値等で表現
・短時間で加工できる → 通常3時間かかる加工を1時間でできる等
・精度が向上した → 標準公差 $\pm 0.1\text{mm}$ が $\pm 0.05\text{mm}$ に向上した等
・共同作業による場合、その実績における本人の関わりが不明確
→ グループ作業や大型製品等の場合、本人が関わった部分について、個人の技能に特化し、具体的に記載する
・技能・功績の実績内容が、技術的要素のみ
→ 卓越した技能を有するものであることが判断できるよう、特に技能の質的な面を中心にわかりやすく記載する。
・製品の紹介のみで、技能の関与が不明確
→ その製品の製作過程のどこで本人の技能が活かされたか明確にする
・地場産業における活躍に限定され、技能の相対的レベルが掴みにくい
→ 全国から選定することから、全国レベルで見た場合に、他の技能者と比較して、どの程度優れているのか、内容を把握している場合は記載する（地域に限定されるような性質の技能で、全国レベルの評価が難しい場合は、その地域における地場産業への貢献内容について記載する）

カ 例年、調書に乱雑なものが見受けられるが、乱雑な調書及び資料は、審査に支障をきたす

こともあるので、丁寧かつ見やすく記入し、様式の変更をなるべくしないようにすること。

キ 前年度以前と同じ候補者の場合、調書等の記載内容及び資料がこれまでと全く同じものとしている事例が見受けられるが、この場合、審査委員に対して候補者の功績等をより一層アピールできるよう記載内容を工夫する必要があること。

ク 「表彰、職業能力検定等」の記載において、記入した場合はそれを証する書面の写しを必ず添付すること。（なにわの名工及びなにわの名工若葉賞含む。）なお、技能に関連する表彰でない、例えば「感謝状」等は記入しないこと。

※上記以外の資料作成については、別添「令和6年度 卓越した技能者の表彰に係る留意事項（P. 7～）」をご参照ください。

◇個人情報の取り扱いについて◇

この卓越技能者表彰の事務により入手した個人情報（調書等）については、本事業及び関連する優秀技能者事務以外に使用することはありませんが、被表彰候補者が「卓越した技能者」として選定された場合、厚生労働省・大阪府の各ホームページや、被表彰者名簿、各種広報媒体にて、「氏名」「年齢」「生年月日」「市区町村までの住所」「所属事業所」「職歴」「技能の概要」「写真」などを公表いたします。22部門にあつては、障害の種類・程度等についても公表されます。また、各報道機関からの取材依頼に対して、推薦団体を通してご連絡をする場合がありますので、事前に被表彰候補者本人に対し了承を得たうえで、ご推薦いただきますようお願いいたします。

◎ 連絡・送付先等

大阪府 商工労働部 雇用推進室 人材育成課 産業人材育成グループ 青木
〒559-8555
大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎24階
TEL 06-6210-9529（直通）
FAX 06-6210-9528
メールアドレス AokiR@mbox.pref.osaka.lg.jp